

北秋田市例規執務サポートシステム等委託  
応募型プロポーザル審査要領

北秋田市総務部総務課

## 北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

この要領は、北秋田市例規執務サポートシステム等委託の受託候補者を選定するため、企画提案者の審査方法を定めるものである。

### 2 審査対象者

審査は、次の事項を全て満たす者を対象に行う。

- ① 別紙「北秋田市例規執務サポートシステム等委託応募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定するプロポーザル参加資格に該当する者
- ② 実施要領に規定する期限内に、必要な全ての書類を提出した者
- ③ 実施要領により、適正に書類を作成した者

### 3 審査方法

審査方法は、次のとおりに行う。

- ① 審査は当市職員及び学識経験者等で構成される審査委員会により行う。
- ② 審査に当たっては、見積書及び企画提案書の内容について、審査委員が評価した点数の合計により審査する。
- ③ 「4. 評価の方法」に基づき評価された点数の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、2番目に得点が高かったものを次点者として選定する。同点となった場合は、「4. 評価の方法 ②企画提案書による評価」が高い者を受託候補者として選定する。
- ④ 受託候補者が辞退した場合又は受託候補者がその資格を喪失した場合は、次点者を受託候補者として選定する。

### 4 評価の方法

評価方法は、次のとおりに行う。

#### ① 見積書による評価

別紙の見積価格評価点の計算式により点数化する。

見積書は、10点を満点とする。

なお、見積書の額面が、提案限度額 26,950,000 円（消費税及び地方消費税含む。）を超える場合は失格とする。

#### ② 企画提案書による評価

別紙を基準として、企画提案評価点を与える。

### 5 最低基準点

受託候補者への業務委託が、効果的なものとなるか否かの判断のため、最低基準点を設ける。

- ① 最低基準点は、審査委員による全員の合計点の6割とする。
- ② 最低基準点を下回る企画提案者については、受託候補者としない。
- ③ 企画提案者が1者のみの場合でも審査は実施する。

以上

別紙

大分類	配点	項番	評価の視点
実施体制	10	1	全国の自治体で同種のシステムを納入している実績が豊富にあるか。
システム・サービス	40	2	【システムの機能】画面構成が簡潔・シンプルな設計となっており、各機能を迷わず利用できる配慮があるか。
		3	【システムの安定稼働】システムは、業務上必要な際、待ち時間なく即座に起動でき、安定した速度で稼働するよう、技術上配慮されたものであるか。
		4	【データ・システム移行】北秋田市の負担なく移行手続が行えるか。過去の例規は、引き続き参照できるか。
		5	【法制執務支援サービス】法制執務に関する疑義に対し、相談に応じる人員体制は十分か。
独自提案	40	6	例規案添削サービスの提案があるか。市の負担軽減に役立つ法制執務に係る人的サポートが期待できるか。
		7	行政手続基準の策定について、市の負担軽減に役立つ提案はあるか。
		8	行政手続基準の年次更新について、市の負担軽減に役立つ提案はあるか。
		9	独自提案の内容は、北秋田市の立場に立った有益なものか。
見積書	10	10	<p>見積価格評価 以下のとおり算定した点数とする。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>見積価格評価点（10点満点）</p> <p style="padding-left: 2em;">＝（最低見積価格/見積価格）×10</p> <p>&lt;例&gt;</p> <p>A社：26,000,000円（21,560,000/26,000,000）×10＝8.29</p> <p>B社：24,255,000円（21,560,000/24,255,000）×10＝8.88</p> <p>C社：21,560,000円（21,560,000/21,560,000）×10＝10.00</p> <p>最低見積価格は、21,560,000円</p> <p>※有効数字：小数点以下2桁までを有効とし、小数点以下3桁は切り捨てる。</p>